

	項目	中国	日本
法律・制度	◆保護対象	(一) 文字による著作物 (二) 口述による著作物 (三) 音楽、演劇、演芸、舞踊、曲芸芸術による著作物 (四) 美術、建築による著作物 (五) 撮影による著作物 (六) 視聴覚著作物 (七) 工事・建築設計図、製品設計図、地図、見取り図等の図形による著作物及び 模型著作物 (八) コンピュータソフトウェア (九) 著作物の特徴に合ったその他の知的成果	一 小説、脚本、論文、講演その他の言語の著作物 二 音楽の著作物 三 舞踊又は無言劇の著作物 四 絵画、版画、彫刻その他の美術の著作物（法2条2項 美術工芸品を含む） 五 建築の著作物 六 地図又は学術的な性質を有する図面、図表、模型その他の図形の著作物 七 映画の著作物 八 写真の著作物 九 プログラムの著作物
	著作物とは	(著作権法第3条) (著作権実施条例第4条)	(著作権法第2条1項1号)
	保護要件	1. 独創性を有すること 2. 一定の形式で表現できること 3. 知的成果であること	1.思想又は感情 2.創作性があること 3.表現したものであること 4.文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものであること
	◆保護主体	著作者	著作者
	著作者の権利	著作権財産権（複製権、発行権、貸与権、展示権、実演権、上映権、放送権、情報ネットワーク伝達権、撮影製作権、 翻案権、翻訳権、編集権、著作権者が享有すべきその他の権利） 著作者人格権（公表権、氏名表示権、改変権、同一性保持権）	著作財産権（複製権、上演権、演奏権、上映権、公衆送信権、公の伝達権、口述権、展示権、頒布権、譲渡権、貸与 権、翻訳権、編曲権、変形権、脚色権、映画化権、翻案権、二次的著作物の利用に関する原著作者の権利） 著作者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）
	◆登録制度	あり (方式審査のみ)	あり (方式審査のみ) ※証拠提出のハードルが高く、登録は多くない
	メリット	中国では一般に公的機関への登録に対する信頼が強く、著作権行使の際、 1. 行政機関・プラットフォーム経由で対応する場合、登録はほぼ必須 2. 民事訴訟の場面では、著作権保有に関して、有力な立証手段となる 3. 商標の冒認出願対応の場面において、先行権利の証明として活用できる可能性がある 4. ライセンシー等関係者による登録証明の提示に対応可能 5. 無関係な第三者による冒認登録の防止が可能	1. 無名又は変名で公表された著作物についての実名の登録（法第75条） 【効果】反証がない限り、登録を受けた者が、当該著作物の著作者と推定される。その結果、著作権の保護期間が公表 後70年間から実名で公表された著作物と同じように著作者の死後70年間となる 2. 第一発行年月日等の登録(第76条) 【効果】反証がない限り、登録されている日に当該著作物が第一発行又は第一公表されたものと推定される 3. 創作年月日の登録（第76条の2） 【効果】反証がない限り、登録されている日に当該プログラムの著作物が創作されたものと推定される 4. 著作権・著作隣接権の移転等の登録 【効果】権利の変動に関して、登録することにより第三者に対抗することができる
	デメリット	推定にしかすぎず、反証によって覆される場合がある	1.特定の場合にのみ登録が可能 2.推定にしかすぎず、反証によって覆される場合がある 3.著作権の効力を発生させる制度ではない（公表事実等の証明程度の効力） 4.登録通知を以て「著作権の権利書」として利用することはできない
	◆タイムスタンプ制度	あり <認定事業者> ・北京聯合信任技術服務有限公司（Beijing UniTrust Tech Service Co., Ltd.）	あり <認定事業者> ・アマノ株式会社 ・セイコーソリューションズ株式会社
	メリット	著作物完成の時期、内容、特定時期における完成度合は証明可能	1.価格が安い 2.迅速に取得できる 3.機密性が高い
	デメリット	1.著作権者であるという証明にはならない（補充的な役割） 2.登録証の代替にはならない	1.著作物性の有無について証明できない 2.間接的にしか創作者及び創作時期を証明できない 3.電子データに限られる
	◆公開制度	中国版權保護中心において登録状況を公開 https://www.ccopyright.com.cn/	文化庁の著作権等登録状況検索システムにおいて登録状況を公開(1971～) https://pf.bunka.go.jp/chosaku/eGenbo4/
	第三者による調査可能か	著作物名、登録番号、著作権者名などで調査は可能 しかし、具体的な著作物の内容は開示されない	登録番号、登録年月日、著作物等の題号、著作者の氏名等、登録別、受付番号、受付年月日などで調査可能 実体は「登録原簿等登録事項記載書類」の交付を請求（有償）
	◆存続期間	始期：創作の時 終期：著作者の死後5 0年（原則）、最後に死亡した著作者の死後5 0年（共同著作）、公表後5 0年（団体名義または映画の著作物であって、創作後5 0年以内に公表された場合）	始期：創作の時 終期：著作者の死後70年（原則）、最後に死亡した著作者の死後70年（共同著作）、公表後70年（無名又は変名、団体名義、映画の著作物）、創作後70年（団体名義または映画の著作物であって、創作後70年以内に公表されなかった場合）
	参考）意匠制度との比較	始期：登録日から 終期：出願日から15年	始期：登録日から 終期：出願日から25年
	◆民事上の救済措置	侵害の停止、影響の除去、謝罪、損害賠償等の民事責任（著作権法第5 2条）	差止請求（著作権法112条） 損害賠償請求（民法709条、著作権法114条）※過失の推定なし 名誉回復等の措置（著作権法第115条）
	参考）意匠制度との比較	侵害の停止、損害賠償等の民事責任(専利法第6 5条) 差止請求（専利法第7 3条）	差止請求（意匠法37条） 損害賠償請求（民法709条、意匠法39条、意匠法40条）※過失の推定あり 信用回復措置（意匠法41条において引用する特許法106条）
	◆権利行使上の留意点	・権利の帰属の証明⇒著作権登録することによるメリットある ・著作物性の証明（独創性の要件など） ・損害賠償額は証拠次第 ・類否判断は同一または類似度の高いものであって、意匠のように類似範囲まで広く権利が及ばない	・権利の帰属の証明 ・著作物性の証明 ・依拠性の証明 ・類否判断の証明 ・損害賠償における過失の証明 ・著作権の制限の該当性
	◆著作権関連条約	ベルヌ条約、万国著作権条約に加盟	ベルヌ条約、万国著作権条約、TRIPS協定に加盟
	関連条約の特徴	ベルヌ条約 ・最低保護期間は25年（7条第4項） ・「文学的及び美術的著作物」の例示の中に応用美術も含む（2条1項） ・「応用美術の著作物及び・・・保護の条件は・・・同盟国の法令の定めるところによる」（2条7項） ⇒その他は右記「日本」での記載内容参照	1.ベルヌ条約 ・内国民待遇の原則 ・無方式主義の原則（著作権の享受と行使には登録等いかなる方法も必要とされない） ・権利独立の原則（著作権の享受と権利行使は本国における保護の存在に関わらない） ・属地主義の原則（著作権の保護の範囲や救済の方法は、もっぱらその保護が要求される締約国の法令に定めるところによる） ・遡及原則（条約の発効前に創作された著作物であっても、発効した時に保護期間が満了していなければ保護の対象となる） 2.万国著作権条約 ・内国民待遇の原則 ・◎表示（◎表示をしていれば方式主義国においても著作物として保護される） ・不遡及原則（条約の発効後に創作されたり、発行された著作物のみが保護の対象となる） ・ベルヌ条約優先の原則（ベルヌ条約との重複する規定についてはベルヌ条約が優先して適用される） 3.TRIPS協定 ・内国民待遇の原則 ・最恵国待遇の原則（他のある国に与える利益などは、他の加盟国にも同様に付与する） ・ベルヌ条約に規定する保護内容の遵守 ・プログラムの保護
解釈、判例	◆応用美術とは	法規上では明確な定義がない	「純粋美術（fine art）」に対する概念で、実用品に美術または美術上の技法や感覚を応用したものをいう
	応用美術の例示	法規上における例示がない	1. それ自体が実用品であるもの（美術工芸品、装身具等） 2. 実用品と結合されたもの（家具に施された彫刻等） 3. 量産される実用品のひな型として用いられることを目的とするもの（文鎮のひな型） 4. 実用品の模様として利用されることを目的とするもの（染織図案）
	◆純粋美術とは	法規上では明確な定義がない	もっぱら芸術性の追求のために（芸術的価値を純粋な目的として）制作される美術作品のこと、および、そのような作品を生まんとする芸術活動のこと
	純粋美術の例示	法規上における例示がない	論文、小説、楽曲、映画、絵画、写真、彫刻、プログラムなど 工業製品は主として「鑑賞の対象」ではないので、純粋美術ではなく応用美術に分類される
	◆著作権法上、応用美術は著作物に該当するのか	ベルヌ条約ではブラッセル改正条約以降において、保護するべき著作物の例示の中に応用美術を加えているが、これを保護する法律である著作権法と意匠法との適用範囲や、保護されるための条件については各国の国内法に委ねている。中国では著作権法上特に応用美術（実用芸術品）に規定は置かれていないが、 関連する裁判例が存在する	ベルヌ条約ではブラッセル改正条約以降において、保護するべき著作物の例示の中に応用美術を加えているが、これを保護する法律である著作権法と意匠法との適用範囲や、保護されるための条件については各国の国内法に委ねている。日本では著作権法上特に応用美術に規定は置かれていないが、関連する裁判例が存在する。 裁判例では、「純粋美術と同視できる程度の美的創作性」があり、「鑑賞の対象」となる場合にのみ著作権法による保護を認めること でほぼ一致している
	応用美術の保護可能性に関する判例	・「児童用の便器」 ・「唐韻クローク家具」事件 ・「ダイヤモンド造形判子ハンドル」事件 ・「重話風の湖畔小屋」事件 ・「立体的な家具製品」事件 ・「zoomerロボット犬」事件 ・「キャラクター侵害」事件 ・「Paradis瓶」事件	応用美術は純粋美術と同視できる場合に著作権による保護受けられる（純粋美術同視説） ・「チョコエッグフィギュア」事件（2004 応用美術の認定、意匠法と著作権法の関連性） ・「TRIPP TRAPP」事件（2014 量産性のある幼児用いすの著作権性を認定） ・「赤とんぼ」事件（1972 量産品に対する著作物性を否定しない判決） ・「照明用シェード」事件（2018 創作性を備えた量産品への著作物性認定） ・「公衆電話ボックス型金魚箱」事件（2019 個性の発揮あり、著作物性認定）
	応用美術保護について否定的な判例	・「瑪莫特兒童椅子」事件 ・「玩具積み木ブロック」事件 ・「動物皮要素などを入れた服装」事件 ・「テープ切断機」事件 ・「殲十飛行機模型」事件 ・「リュックサック」事件 ・「食事カード移動電源」事件	・「エジソンのお箸」事件(2016) ・「スティック状加湿器形態模倣」事件(2016) ・「壁掛けデザイン時計」事件（2021） ※本件は著作権認定で疑義を感じた ・「ストレッチクッション」事件（2021 シンプルな工業製品） ・「タコの滑り台」事件（2021 美術工芸品ではない）
提言	◆著作権登録するタイミング	中国で著作権ビジネスを展開する場合、事前かつ早期に、著作権登録をすることが重要	基本的に中国での考え方と同様 但し中国のように「著作者・著作性の立証手段」にはならないので、注意が必要
	◆どのような工業デザインなら保護できる可能性があるか	これまでの判例により以下3つの要件を満たした場合、著作権法による保護を受けることができる 1. 実用機能と芸術的美感との相互独立（お互いに分離できること） 2. 独創性を有すること 3. 比較的に高い芸術的創作水準に達すること	基本「分離可能説」に基づき判断（実用的機能部分は美術性から分離できない） 1. 実用に供され、あるいは 産業上利用 されている美的創造物であること 2. 実用目的構成成分と分離し、美的鑑賞の対象となり得る美的特性を備えていること ※原則、応用美術は「美術の著作物」に該当しないが、上記を例外として認定 ※著作物性判断は「創作性評価説」も加味し、ケースバイケースでされている